

様式 2

第 494 回建築審査会会議録（要旨）

日 時	令和 6 年 12 月 19 日（木）午前 10 時 30 分～午前 11 時 50 分
場 所	静岡県庁別館 2 階第一会議室 A 及びオンライン形式
出席者	委 員 飯尾清三、亀井暁子、野末寿一、黄愛珍、金丸智昭、鈴木成幸 処分庁 鈴木貴博（くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長） 事務局 鈴木義彦（くらし・環境部建築住宅局長） くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課 平田喜則（静岡県下田土木事務所都市計画課長） 水野雄史（静岡県島田土木事務所建築住宅課長）
議 題	建築基準法に基づく建築許可等について（審議 2 件、報告 1 件）

1 審議事項

第 1 号議案 建築基準法第 48 条第 9 項に係る建築許可

第 2 号議案 建築基準法第 48 条第 10 項に係る建築許可

2 議事内容

第 1 号議案

○事務局

1 申請条項

建築基準法第 48 条第 9 項

2 申請場所

静岡県下田市東本郷二丁目 2-20

3 申請者住所氏名

静岡県下田市東本郷二丁目 2-13

飯森紀雄

4 建築物の用途

店舗併用住宅（クリーニング取次店及びドライクリーニング工場）

○処分庁

本申請は、近隣商業地域において、既存の引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場を国の技術的助言に適合させることにより、許可を受けようとするものである。

申請においては、基準に沿った安全対策を実施し、安全管理を徹底する計画となっている。

以上のことから、建築基準法第 48 条第 9 項ただし書きの規定に基づき、近隣商業地域における近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第 2 号議案

○事務局

- 1 申請条項
建築基準法第 48 条第 10 項
- 2 申請場所
静岡県島田市大井町 5-8、5-9、5-10
- 3 申請者住所氏名
静岡県島田市本通 1-1-8
株式会社大村屋酒造場代表取締役松永孝廣
- 4 建築物の用途
工場（酒造場）

○処分庁

本申請は、用途地域が指定される前から当該地で創業し、昭和 47 年に許可を受けて営業している工場（酒造場）を建替えようとするものである。

計画地は、島田市の中心市街地の商業地域に位置している。

計画にあたっては、騒音や振動、交通安全等に対する対策を行う予定であり、建替えにより周辺に対する影響の改善が図られる計画である。

以上のことから、建築基準法第 48 条第 10 項ただし書きの規定に基づき、商業地域における商業の利便を害するおそれがないと認め、許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第 1 号報告

○事務局 建築基準法第 43 条第 2 項第二号に係る包括許可の報告 12 件